

# 平成 27 年度 事業報告書

## 1. 概況

近年、経済のグローバル化が着実に進んでいる中で、昨年 10 月には環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が大筋合意し、本年 2 月には署名式が行われたところであり、この TPP 協定により各国の保護主義的政策や手続き規則の緩和が促されると同時に、日中韓 FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）など他の経済連携協定が促進される効果が期待され、今後とも地域経済圏の創設に向けた動きが活発化していくものと考えられる。

他方、世界貿易機関（WTO）は、各国が多角的通商交渉（ドーハラウンド）の交渉分野の一つである貿易円滑化協定を採択し、貿易規則の透明性の向上に関する措置や輸出入手続の簡素化・迅速化等に関する規則の整備等、事実上の貿易障壁の解消に向けた措置を講ずることを推進しており、同協定の早期の発効が期待されている。

これらの地域経済圏の創設や、WTOにおいて採択（平成 26 年 11 月）された貿易円滑化協定のメリットを最大限享受するためにも、国際貿易取引等にかかる各種手続の簡素化、電子化の推進がますます肝要となっている。

当協会は、昭和 49 年の創設以来、国連 CEFACT<sup>1</sup>の我が国唯一の窓口機関として、また、AFACT<sup>2</sup>の創設メンバーとして、国内外における貿易関係手続に関する国際標準化活動へ積極的に参画するとともに、我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等にかかる調査研究活動及び「日本輸出入者標準コード<sup>3</sup>」にかかる維持・管理業務を行ってきているところであるが、平成 27 年度に計画した各種事業についても、関係団体等のご協力を得て滞りなく実施することができた。

## 2. 事業計画等の承認

<sup>1</sup> 国連 CEFACT は、国連 ECE/WP.4（貿易手続簡素化作業部会）が平成 9 年 3 月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）という。改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』と呼んでいたが、平成 12 年 3 月、略号の UN/CEFACT はそのままで、その名称のみが変更されている。

<sup>2</sup> AFACT は、Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）といい、従来の「アジア EDIFACT ボード（ASEB）」が、平成 11 年 9 月の第 17 回ソウル会議において発展的に改組され、AFACT の略称はそのまま太平洋地域を加え、非政府組織として活動している。

<sup>3</sup> 日本輸出入者標準コードは、昭和 43 年、日本船主協会がコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表（いわゆる「船協コード」）が前身であり、昭和 58 年から（一財）日本貿易関係手続簡易化協会が保守・管理を行っている。

平成 27 年度事業計画及び收支予算については、平成 27 年 3 月 6 日（金）に開催された第 6 回理事会において決議され、その後平成 27 年 3 月 23 日（月）に開催された第 4 回評議員会において承認された。

### 3. 事業別活動

#### （1）広報等普及事業

平成 27 年度の広報等普及事業については、その具体的事業を①広報普及事業、②制度・電子化調査研究事業、及び③国際機関との連携推進事業に区分し、それぞれの事業を以下のとおり実施した。

##### イ 広報普及事業

- ① 国連 CEFAC T が推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向、各種勧告、我が国及び諸外国の法令、手続き、政策の動向等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌（「月刊 JASTPRO」、月 1 回発行）並びにホームページ上に編集・掲載するとともに、当協会の賛助会員及びこれらの動向等に関心を有する関係団体・機関、企業等に幅広く配布した。また、当協会の窓口での閲覧等を可能とするとともに、希望者に対して無償で配布した。
- ② （一社）全国中小貿易業連盟が兵庫・大阪・横浜地区において開催する時局講演会（3 地区で約 220 名が参加）、その他関係団体が主催する会合等に、それぞれの要請に基づき講師を派遣し、国連 CEFAC T の動向や貿易関係手続の簡素化・電子化に関する普及・促進活動を行った。
- ③ また、これまでの調査研究活動を通じ、貿易取引に関する「国際売買」、「物流（運送関連の保険を含む一連のサービス）」、「金融（決済と信用）」、そして「貿易管理（通関、貿易に関する規制など）」の 4 分野から構成される相互の関連性等について、これを分かり易く解説していくことが必要であるとの認識に立ち、早稲田大学の名誉教授で当協会調査委員会の委員長を長年務めている「椿弘次氏」にお願いし、「貿易の実務と理論」とのテーマにて、当協会の広報誌に連載（平成 26 年 9 月以降）した。
- ④ 国連 CEFAC T がこれまで歩んできた貿易関係手続簡素化・貿易円滑化に向けた活動の歴史について、関係団体・機関等の皆様に理解いただくことを目的に、国連 CEFAC T 活動の中心となる「国際貿易手続」、「サプライチェーン」、「行政」、「産業分野特化」及び「手法及び技術」の 5 つの企画開発分野での取組状況等を「国連 CEFAC T 入門」として要約のうえ製本化し、関係機関・団体等へ広く配布した。

## 口 制度・電子化調査研究事業

平成 27 年度においては、制度・電子化調査研究事業として以下の 3 事業について、それぞれ実施した。

### ① アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査

当協会では、我が国政府が戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進に向け、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）など広域経済連携にかかる積極的な取組みを展開していることを受け、ここ数年、主にアジア地域における貿易円滑化と貿易取引に関する電子化の状況等に関する調査事業を展開してきた。

平成 27 年度においてはアフリカに焦点をあて、同地域が高成長を続ける中で、多様な経済活動の拠点として、また消費マーケットとして注目を集め、多くの日本企業が事業展開を行っている状況等を踏まえ、アフリカでの貿易取引等に関する電子化の状況等を調査した。

特に、我が国が国連 CEFAC のアジア・太平洋地区ラポータ<sup>4</sup>として 活動を展開している中で、アフリカ地区ラポータ（セネガル）との従来からの相互の連携関係を活用し、同ラポータが議長を務める AACE(African Alliance for Electronic Commerce の仮名略称)主催のもと、平成 27 年 10 月 5 日（月）～ 7 日（水）までの間、アフリカの中央部に位置するコンゴ共和国の首都ブラザヴィル（Brazzaville）において開催された「International Single Window Conference 2015 (ISWC)」に参加し、その参加国から得られた情報等をもとに、また、アフリカ各地での我が国からの勤務経験者や進出企業等の協力得て入手した情報をもとに、さらには我が国に開設されたアフリカ開発銀行アジア代表事務所のネットワークをも活用しつつ、アフリカ 54ヶ国における貿易取引とその電子化の動向について報告書として要約し、関係団体や関係企業等に対し情報提供を行った。

併せて、本年 8 月には「第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）」が 1993 年の日本での開催以降、初めてアフリカ・ケニアで開催される予定であり、今後は我が国の官民一体となったアフリカ市場の開拓や企業交流など、更なるビジネス関係の強化が期待されている状況を踏まえ、「アフリカでの貿易取引とその電子化の動向」とのテーマにより本年 2 月、外務省アフリカ部及び JICA アフリカ部の協力

<sup>4</sup> ラポータとは、フランス語の Rapporteur の英語読みで、国際会議等で特定任務のために任命される専門家のことで、任務の遂行状況を当該会議に報告する役割を負う。現在、国連 CEFAC では、アジア・太平洋地区とアフリカ地区に各ラポータ 1 名が任命されている。

を得て、そしてアフリカ地区ラポータ（セネガル）を招聘し JASTPRO セミナーを開催した。

## ② 諸外国での電子インボイスの運用状況調査（継続事業）

当協会は、平成 26 年度調査研究事業として、我が国での NACCS が輸出入者等に提供する「電子インボイス業務」機能の利用が十分には進まない状況等に焦点をあて、諸外国、特にアジアの中でも貿易関係書類の電子化が進む、シンガポール、台湾、及びタイにおける電子インボイス業務の実態と課題等について現地調査を行い、これを関係機関に提言するとともに NACCS を含む関係企業に情報提供を行った。

平成 27 年度においては、この提言が国連アジア太平洋経済社会委員会（国連 ESCAP）事務局や、NACCS センターが参画している PAA(Pan Asian e-Commerce Alliance)<sup>5</sup>においても注目を集めていることを受け、その実効可能性について当該機関の担当者等との継続した協議を実施した。

国際的なサプライチェーンが独自の電子化を進める中で、これに参加しない企業、就中、中小企業は電子貿易に参入することが容易ではないことから、国連 ESCAP は上記の電子インボイスにかかる提言を、中小企業対策の枠組みの中で進めるのが適当との見解を示した。しかしどのような仕組みで取扱うのかなど具体的な課題もあり、現在のところ最終的な結論を得るに至っていない。

## ③ 国連 CEFACT 日本委員会の活動に対する支援

国連 CEFACT 日本委員会（JEC<sup>6</sup>）は、我が国において国連 CEFACT が開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として平成 2 年に関係業界団体、企業等により設立された（当協会が事務局）。

JEC は、総会を平成 27 年 7 月に、運営委員会を平成 27 年 6 月及び平成 28 年 4 月（国連 CEFACT 総会審議の関係で 4 月に開催）にそれぞれ開催し、また、JEC の下部組織である「国連 CEFACT 標準促進委員会」を平成 27 年 6 月及び平成 28 年 3 月の 2 回にわたり開催した。当協会はその事務局として、国連 CEFACT 総会への対応の協議、国連 CEFACT が進める国際標準化に向けたプロジェクトや各種勧告（勧告第 4 号「各国貿易円滑化機関」改定案、勧告「貿易円滑化における Public Private

<sup>5</sup> PAA とは、アジア・環太平洋圏における貿易・通関に関する手続き、フォーマットの標準化策定及びクロスボーダー電子商取引に関わるサービスの提供を目的とした民間の任意団体。現在のメンバーは、日本、香港、シンガポール、台湾、韓国、中国、マレーシア、マカオ、タイ、フィリピン、インドネシアの 11 のメンバーで構成されている。

<sup>6</sup> JEC(UN/CEFACT Japan Committee)：平成 19 年 6 月 25 日開催の EDIFACT 日本委員会（JEC）総会において、JEC の略称はそのままとし、フルネームを国連 CEFACT 日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

Partnership (PPP)」の審議)に関する我が国関係業界の意見の集約等を実施するなど、所要の支援を行った。

なお、JEC の下には、当協会と関連が強い他の団体が事務局を務める「AFACT 旅行関連日本部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」が設置されており、それぞれの活動が有効に機能するよう、各部会等が開催する委員会に可能な限り参画した。

## ハ 国際機関との連携推進事業

平成 27 年度においては、国連 CEFAC はもとより、我が国の貿易相手国としてのウエイトが高いアジア太平洋地域の各国が加盟する AFACT 会合等など以下の会合へ参加し、その概要を要約の上、当協会の広報誌やホームページに掲載するとともに、賛助会員をはじめ、関係団体・機関、企業等に幅広く情報提供に努めた。

### ① 国連 CEFAC 総会等への参加

国連 CEFAC の総会は、年一回、ジュネーブにて開催され、また同フォーラム会議は、春季と秋季の年 2 回開催（ジュネーブ等）されている。なお、平成 27 年度の総会は、平成 27 年 2 月に第 21 回総会が開催され、また、平成 28 年 4 月に第 22 回総会が開催されたため、平成 27 年 4 月以降の年度内には総会の開催はなかった。

平成 27 年度のフォーラムは、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、国際標準の策定に向けた各種プロジェクトの進捗状況等に関する情報を収集した。

#### ○ 第 25 回国連 CEFAC フォーラム（ジュネーブ・スイス）

：平成 27 年 4 月 24 日（月）～29 日（金）

##### 《トピック》

- 国連 CEFAC ビューロ新議長による新たな取り組み
- UN/LOCODE に関する会合の開催等

#### ○ 第 26 回国連 CEFAC フォーラム（マルセイユ・フランス）

：平成 27 年 11 月 2 日（月）～6 日（金）

##### 《トピック》

- (我が国提案の) 自動車部品や中小企業の取引に関連するビジネス要件を国連共通辞書に反映させるための、クロス・インダストリー・スケジューリング (Cross Industry Scheduling) 改訂プロジェクトの審議。
- 励告第 1 号の国連レイアウトキイ改訂プロジェクトの審議等

## ② 国連 CEFAC T ビューロ議長との意見交換

平成 27 年 9 月 1 日(月)終日、第 21 回国連 CEFAC T 総会(平成 27 年 2 月開催)で議長として選出された Dr. Lance Thompson の来日の機会を捉え、貿易関係業会等との意見交換会を実施した。同意見交換会には、国連 CEFAC T 日本委員会のメンバー等 18 名が参加し、同議長から国連 CEFAC T 活動について個別具体的なプロジェクト等の紹介とともに、参加者からの国連 CEFAC T 活動に関する要望と今後の国連 CEFAC T における方向性について意見交換が行われ、国連 CEFAC T での国際標準化活動を日本の関係者等の理解を得る上で大きな成果となった。また、同議長には JEC に参画する日本の専門家の幅広い活動を深く印象付ける結果となった。

## ③ AFACT 会議への参加

当協会は、AFACT の創設メンバーとしてこれまでも AFACT の諸活動に積極的に参画してきた。

平成 27 年度の AFACT 会合は、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣するとともに、その全体概要はもとより、原産地証明書の電子化や旅行・観光等を検討内容とする「ビジネス領域委員会(BDC)」、サプライチェーン関連標準の開発や最新技術動向への対応を検討内容とする「基礎技術・技法委員会(TMC)」及び普及啓蒙活動への対応を検討内容とする「コミュニティ支援委員会(CSC)」での活動概要等を、当協会の広報誌への掲載はもとより、ホームページにも公表し、当協会賛助会員をはじめ関係団体・機関、企業等に幅広く広報した。

なお、12 月開催の AFACT 総会においては、加盟各国での商取引の電子化に関する動向が年次報告として提出されており、アジアでの実態を関係業界に周知するため、台湾とインドが提出した報告について、当協会でそれぞれの和訳のうえ広報誌に掲載・広報した。

### 【第 33 回 AFACT 中間会議(テヘラン・イラン)】

：平成 27 年 6 月 16 日(火)～17 日(水)

#### 《トピック》

- 第 25 回国連 CEFAC T フォーラムでの活動概要報告
- 新技術への対応戦略の検討等

### 【第 33 回 AFACT 総会(テヘラン・イラン)】

：平成 27 年 12 月 13 日(月)～16 日(木)

#### 《トピック》

- 平成 28 年度 HOST 国を日本とすることに関する決定

## ○ 平成 27 年度 eASIA 賞選考及び表彰等

### ④ 国連 CEFAC ジア太平洋地域ラポータ<sup>7</sup>活動への支援

国連 CEFAC ジアは、国連の場で合意された国際標準や諸勧告を世界的に普及・促進等を図るべく、各地域にラポータを選任し活動を展開している（現状はアフリカとアジア・太平洋の 2 地域）。

当協会の業務一部長は、平成 27 年 2 月に開催された第 21 回国連 CEFAC 総会において、AFACT 加盟各国からの強い要請を受けアジア・太平洋地域ラポータに任命（2 年間）された。

当協会においては、アジア・太平洋地域における貿易関係手続の簡素化及び電子化の推進が我が国にとっても重要であるとの認識に立ち、国連 CEFAC とアジア・太平洋地域との懸け橋として、同ラポータが行う貿易関係手続の円滑化と電子ビジネスの普及・促進に向けた諸活動を全面的に支援した。

### ⑤ APTFF への参加

国連 ESCAP は、アジア開発銀行の協賛により、アジア太平洋地域の貿易円滑化と電子化を促進するため、平成 21 年以降毎年秋季に、APTF (Asia-Pacific Trade Facilitation Forum : アジア・太平洋貿易円滑化フォーラム) を開催している。

平成 27 年度は、平成 27 年 9 月 24 日（水）～25 日（木）の 2 日間、バンコック（タイ）にて第 6 回会合が開催され、当協会から専門家 1 名が参加し、アジア太平洋地域における貿易関係手続の電子化の進捗状況等の情報収集に努めた。なお、同会議には国連 ESCAP 加盟 50 ヶ国（加盟国は 62 ヶ国）及び国連 ECE、国連 CEFAC、世界貿易機関（WTO）世界銀行、経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、世界税関機構（WCO）等の国際機関から約 300 名が参加した。

《メインテーマ：包括・持続的成長のための地域統合貿易円滑化の役割》

（中小企業および農業部門における地域連携を考慮した貿易円滑化の再考など）

### ⑥ UNNExT アドバイザリ会議

UNNExT (United Nation Network of Expert on Paperless Trade in Asia and the Pacific : 国連アジア太平洋電子取引専門家ネットワーク) は、国連 ESCAP 及び国連 ECE (国連欧州経済委員会) が協力して平成 21 年に発足したものであり、アジア太平

<sup>7</sup> ラポータとは、フランス語の Rapporteur の英語読みで、国際会議等で特定任務のために任命される専門家のことで、任務の遂行状況を当該会議に報告する役割を負う。現在、国連 CEFAC では、アジア太平洋地区とアフリカ地区にラポータ 2 名が任命されている。

洋地域の発展途上国を中心に、国際標準に基づく電子取引（Paperless Trade）と貿易手続のシングルウインドウ化を促進するための地域情報ハブを目指し、活動を行っている。

平成 27 年度は、上記 APTFF 会合に合わせて開催され、貿易円滑化のための地域協定や農業関連貿易円滑化のための電子取引等に関する情報を収集するとともに、当方より民間シングルウインドウに対する政府等のガバナンスの必要性について提言した。

## （2）日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「JASTPRO コード」という。）は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCS の利用者（税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等）は、この JASTPRO コードを入力することにより、貿易業者名等を識別して入出力や検索が可能となっている。

財務省・関税局は、平成 29 年 10 月の NACCS 第 6 次更改に併せ、それ以降の税関長に提出する輸出入申告等においては、国税庁が通知する「法人番号」に一本化する旨公表した。

法人番号は、当該企業名等の表記方法が「和文表記」であり、一方、輸出入申告手続を受付ける NACCS は、「英文表記」であることを要件とするため、NACCS で法人番号を使用するためには「和文表記」を「英文表記」に変換する必要がある。このため当協会は、NACCS センターからの要請を受け、JASTPRO コード（英文表記）と法人番号とを紐付け（利用者が従来通り JASTPRO コードを入力すれば、NACCS は英文表記と法人番号が対応した形で受理できる）するため、平成 28 年 3 月以降、NACCS センターはもとより関係 3 団体（日本通関業連合会、航空貨物運送協会、国際フレイトフォワーダーズ協会）の協力を得て、JASTPRO コードを取得している輸出入者等約 10 万社に対し、上記による利便性の説明を行い、順次、「法人番号登録申請書」の提出を受けて、紐付け作業を実施中である。

なお、平成 29 年 10 月以降、輸出入業務を新たに行う企業は、法人番号の和文表記に英文表記を対応させるため、JASTPRO コードを新規に取得し、NACCS での申告に活用することとなった。

## （3）その他の事業

### イ セミナー等開催事業

平成 28 年 2 月 9 日（火）、中央区日本橋茅場町に所在する「鉄鋼会館 8 階 801 号室（大ホール）」において「平成 27 年度 JASTPRO セミナー」を開催した。

今次セミナーにおいては、“アフリカでの貿易取引とその電子化の動向”と題し、第一に外務省アフリカ第2課より「我が国のアフリカ外交と TICAD プロセス」について、第二に JICA アフリカ 2 課より「アフリカにおける貿易円滑化協力の取組み」について、第三に当協会より「アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査の概要等」について、第四に国連 CEFAC T アフリカ ラポータ（セネガル）より「アフリカにおける貿易円滑化への挑戦」について、それぞれテーマとし取り上げて開催したところ、関係機関及び団体、商社、荷主、船会社、フォワーダー、IT 事業者等から 100 名を超える応募があり、セミナー当日は約 80 名が参加した。

なお、同セミナーの講演内容については、当協会の広報誌である「月刊 JASTPRO」に要約のうえ掲載し、国内関係企業等に広く紹介するなど、当該講演内容が有効に活用されるよう努めた。

#### 口 受託調査事業

平成 27 年度については、当協会が実施可能なテーマでの調査事業のオファーがなかったため、受託調査事業は実施しなかった。

以上

- なお、事業報告の内容を補足する重要な事項が無いため、事業報告の付属証明書は作成していない。